

2012年10月24日

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書の回答

### 【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

#### 【1】自治体の基本的あり方について

①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。

地方自治の本旨に基づき、住民の基本的人権が尊重され、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障することができるよう、各種施策の推進に努めてまいります。

【企画政策課】

②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。

国と地方公共団体の関係が、国が地方に優越する上下の関係から、対等の立場で対話のできるパートナーシップの関係へと転換している中、地域住民の福祉の増進を図るために、限られた財源の中で自己責任と自己決定の原則のもとに、地域の特性を活かしつつ、住民ニーズに即した質の高い行政サービスを提供していくことは、地方公共団体の責務であると考えております。

【企画政策課】

③地域主権改革関連法(第1次～第3次分)による義務付け・枠付への見直し(最低基準の見直し)について、現行の基準を引き下げるこことなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。

地域主権改革が目指す国のかたちとしましては、国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、国が一方的に決めて地方に押し付けるのではなく、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働してつくっていくものとしています。

国と地方の役割分担に係る「補完性の原則」に基づき、住民により身近な基礎自治体を重視し、基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付け、これを基本として、国と地方公共団体は、行政の各分野において適切に役割を分担するとともに、地方公共団体の自由度を拡大し、自主性及び自立性を高めていくことを目指しています。

地域主権改革関連法の成立に伴う本市の方針としましては、条例制定権が拡大されたことにより「参酌すべき基準」にあてはまる項目については、地方公共団体の地域特性等を十分考慮して、住民の福祉の向上を図ることが出来るような基準を条例等により定めることが必要であると同時に、社会経済情勢の変化に応じて、必要と判断される場合には、隨時見直しを行っていくことが重要であると考えます。

【企画政策課】

★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

愛知県西三河地方税滞納整理機構は、昨年の4月から徴収事務を行っており、刈谷市の滞納案件も取り扱っております。機構においても地方税法に基づき、住民の状況

をよく確認して、納税相談を進めており、何の相談も受け付けずに滞納処分を進めるわけではありません。機構の意義は、知識の豊富な県職員と共に市職員が高額かつ困難な滞納案件に取り組むことにより、それにより徴収技術の向上も図れることでありますので、今後も高額で困難な滞納案件につきましては、機構に引き継いでいくことになります。

#### 【納税推進室】

### ★【2】福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

愛知県内各市町村の福祉医療制度は、他府県に比較して充実しています。これは、愛知県からの手厚い補助制度に支えられてきたものです。

愛知県においては、「行革大綱に係る重点改革プログラム」の中で「福祉医療制度の見直し」が検討されており、「高齢化の進行、医療の高度化等に伴い、医療費の増加が予測されることから、限られた財源の中で、福祉医療制度を持続可能な制度とするため、福祉医療費の将来推計、一部負担金導入等の諸条件によるシミュレーションを行い、制度の見直しを検討する。」とし、「国の社会保障制度改革の内容とのすり合せや、市町村、医師会等の関係機関との協議、調整を図りながらしていく。」とされています。

今後も県や近隣市の動向を踏まえながら慎重に対応してまいりたいと考えます。

#### 【国保年金課】

②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

本市では、平成20年4月より中学校卒業までの子どもについて、保険診療の自己負担額を現物給付で実施しています。愛知県内各市町村の子ども医療費助成制度は、他府県に比較して充実しており、これは、愛知県からの手厚い補助制度に支えられてきたものです。

本市では、平成20年4月より中学校卒業までの子どもについて、保険診療の自己負担額を現物給付で実施しています。愛知県内各市町村の子ども医療費助成制度は、他府県に比較して充実おり、これは、愛知県からの手厚い補助制度に支えられてきたものです。

愛知県においては、「行革大綱に係る重点改革プログラム」の中で「福祉医療制度の見直し」が検討されており、「高齢化の進行、医療の高度化等に伴い、医療費の増加が予測されることから、限られた財源の中で、福祉医療制度を持続可能な制度とするため、福祉医療費の将来推計、一部負担金導入等の諸条件によるシミュレーションを行い、制度の見直しを検討する。」とし、「国の社会保障制度改革の内容とのすり合せや、市町村、医師会等の関係機関との協議、調整を図りながらしていく。」とされています。

18歳年度末までを対象とすることは、財政的に大きな負担となると認識しており、また中学校卒業以降は、就労・婚姻・出産も想定されるため、県や近隣市の動向を踏まえながら慎重に対応してまいりたいと考えます。

#### 【国保年金課】

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

本市においては、市単独事業として、精神障害者福祉手帳2級以上をお持ちの方には、全疾病を対象とした医療費助成を実施しております。

愛知県においては、「行革大綱に係る重点改革プログラム」の中で「福祉医療制度の見直し」が検討されており、「高齢化の進行、医療の高度化等に伴い、医療費の増加が予測されることから、限られた財源の中で、福祉医療制度を持続可能な制度とするため、福祉医療費の将来推計、一部負担金導入等の諸条件によるシミュレーションを行い、制度の見直しを検討する。」とし、「国の社会保障制度改革の内容とのすり合せや、市町村、医師会等の関係機関との協議、調整を図りながら行っていく。」とされています。

今後も県や近隣市の動向を踏まえながら慎重に対応してまいりたいと考えています。

【国保年金課】

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

本市では、75歳以上のひとり暮らしの非課税者を後期高齢者福祉医療費給付制度の対象としています。

すべての非課税世帯を対象とすることは、今後ますます高齢化を考えると財政的に大きな負担になると認識しており、県や近隣市の動向を踏まえながら慎重に対応してまいりたいと考えています。

【国保年金課】

### 【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

#### 1. 安心できる介護保障について

##### (1) 介護保険について

①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

介護保険料は、介護保険事業計画に定めるサービス費用見込額等に基づいて決められます。

第5期の保険料につきましては、介護給付費準備基金の全額を取崩して、最大限、保険料の引き下げに努めました。

また、保険料の段階設定等につきましては、第5期より2段階増やして11段階とし、所得に応じた保険料の設定としたほか、第1から第3段階の保険料率を従来から低く設定しており、低所得者の保険料軽減に努めています。

【長寿課】

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

現在、保険料は、災害等の事由による場合と一時的に収入が著しく減少した場合等に減免を行っています。本市としましても、低所得者対策は必要と認識しておりますが、個別の減免というかたちではなく、介護保険制度の枠組みの中で、保険料の段階設定を第5期より11段階として、所得に応じた保険料率を設定したほか、第1から第3段階の保険料率を従来から低く設定しており、低所得者の保険料軽減に努めています。

【長寿課】

##### ★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

現在、サービス利用に伴う利用者負担につきましても、一部負担は必要と考えますが、利用料は保険料と異なり所得状況等を問わず、すべて1割の負担となっていますので、本市におきましては、(平成13年10月から)「刈谷市介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業」により、低所得者の方の訪問介護を含むすべての居宅サ

サービスにかかる1割の利用者負担を2分の1に軽減して、適正なサービス利用の促進を図っております。

#### 【長寿課】

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

「介護予防・日常生活支援総合事業」については、国から手引き等が示されていますが、現在県内で実施している市町村がなく、導入によるメリット・デメリットなどの情報が十分なものではないため、第5期における実施は計画していません。

今後は、情報収集を図り、第6期介護保険事業計画の策定において適切に判断してまいります。

#### 【長寿課】

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

第5期介護保険事業計画において、特別養護老人ホームを1か所（60人）、特定施設入居者生活介護施設を1か所（60人）、グループホームを2か所（36人）、小規模多機能型居宅介護施設を1か所（25人）整備することを目標として掲げ、現在は整備に向けて、事業者を募集、選定しているところです。

#### 【長寿課】

⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

現在、本市の地域包括支援センターは、介護保険事業計画で定めた日常生活圏域のうち、居住する高齢者数等から、中部圏域に2箇所、北部・南部圏域にそれぞれ1箇所の計4箇所に設置されており、センターの運営は、社会福祉法人2箇所、医療法人2箇所が実施しています。

なお、高齢者人口の増加等に伴う業務量増に対応するため、今年度から委託料を増額しております。

#### 【長寿課】

⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

介護労働者の待遇改善については、国が統一した見解をもって取り組むものと考えています。

なお、本市では、ヘルパー、ケアマネージャーを含む介護サービス事業者を対象に研修会を開催して資質の向上を図っており、この研修会については、今後も実施していきたいと考えています。

#### 【長寿課】

## (2)高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

ひとり暮らしの高齢者を対象とした見守りにつきましては、老人クラブの会員が高齢者のお宅を訪問し、話し相手になると共に安否確認を行う友愛訪問や、民生委員が定期的に電話で声の訪問を行う老人福祉電話があります。広い意味での見守りとしま

しては、急病などの際にボタンひとつで連絡がとれる緊急通報システムを設置しています。

また、高齢者のみで構成される世帯の見守りと食の確保を目的とした、配食サービスを実施しております。

生活支援につきましては、部屋の掃除、食事作りや買い物支援をはじめとした高齢者の日常生活の支援を実施している団体が刈谷市内にもあります。

本市における日常生活支援事業の導入につきましては、今後、事業を実施している各自治体等の実施状況を見ながら、事業を実施することの意義、効果の検証等を行っていきたいと考えております。

#### 【長寿課】

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

高齢者の身近な交通手段として、無料で乗車することのできる公共施設連絡バスを年末年始を除く毎日運行しています。また、要支援2以上で世帯全員が所得税非課税世帯の65歳以上の方には、高齢者タクシー券を給付しています。

#### 【長寿課】

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

地域で高齢者が気軽に集まることができる「老人いこいの場」が市内36箇所に設置されており、マッサージチェアやテレビ等の備品を貸与しています。

また、月額8,000円の運営委託料を交付しています。

#### 【長寿課】

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

今後、建替えなどにより建設する市営住宅にあっては、これまでどおり、福祉部局と連携をとりながら、シルバーハウジング住戸や高齢者向け住戸の提供を図っていきます。

また、既存の住宅にあっては、入居者の要望や状況を勘案しながら、住戸内外のバリアフリーの改修を引き続き進めていく予定です。

#### 【建築課】

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

現在、一般食を週3回(昼食1回、夕食2回)、治療食を週5回(夕食のみ)実施しています。利用者負担金は一般食が1食あたり300円、治療食が1食あたり350円です。一般食については、在宅の高齢者が健康で自立した生活ができるように支援するとともに、安否確認を行うことを目的に実施しております。

また、閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者を対象に「なごやか交流会」を市内17箇所で、「生きがい活動支援通所事業(あつまりん)」を市内2箇所で開催し、多くの市民の方に利用していただいております。

#### 【長寿課】

### ★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

要介護1~5の認定を受けている人から障害者控除認定書発行の申請があった場

合、状況を確認した後、原則すべての申請者に「障害者控除認定書」を発行しています。

#### 【長寿課】

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

要介護認定者が、すべて確定申告等が必要になる訳ではありませんので、一律すべての方へ個別の送付ではなく、必要な方からの申請を受けて発行しています。

一般向けには、市民だより、ホームページ等にて、要介護認定者には、年4回送付する「介護保険サービスご利用内容のお知らせ」にて、要介護認定者は障害者控除の対象となる可能性がある旨周知を図り、また、前年の申請実績がある方については、引き続き障害者控除の対象となる可能性がある方に対し申請案内をしています。

#### 【長寿課】

### 2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。

後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費については、現在、対象者にハガキで申請勧奨の通知を送付しております。愛知県後期高齢者医療広域連合においては、個別に申請書を送付するシステムが整備されていないとのことですので、現在、本市独自で送付する方法を検討しております。

#### 【国保年金課】

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

資格証明書の発行は、保険料滞納対策として法令で規定されており、十分な納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に対して資格証明書の交付するものです。機械的な発行はせず、納付相談に応じて分割納付等の努力をしていただいている誠意のある方に対しては、保険証を発行しており、今後も加入者の納付意欲を損なうことのないよう対応しております。

現在、刈谷市では交付実績はございませんが、納付相談にも応じないなど何らの誠意もみられない方に対しては、保険料負担の公平化を図るためにも資格証明書の発行をせざるを得ないと考えております。

また、短期保険証は医療機関受診に際しては何らの不利益を受けるものもではございません。保険料滞納対策として法令でも規定されており、短期保険証更新時は、直接お会いして状況をお伺できる貴重な相談の機会と考えております。保険料を納められない方の状況を直接お聞きし、今後の納付について具体的な方法を相談させていただくことで、滞納額が膨らんで、更なる納付困難を招くことのないように、今後も丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

#### 【国保年金課】

### 3. 子育て支援などについて

①妊娠婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。

妊娠婦健診の受診券は、母子健康手帳と一緒に交付していますので、初回健診には使用できません。現在、妊娠中に14回（子宮頸がん検診含む）、産後1回の受診券を交付しており、県内の医療機関で受診できるよう、県下統一した内容となっています。適正な時期に必要な検査ができるようになっておりますが、無料券ではなく、県で統

一した内容の補助券となっています。

#### 【健康課】

★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。

申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。

世帯の前年所得の審査基準は、児童扶養手当の認定基準を目安としていますが、収入状況の急変等により困窮している世帯については、申請理由等を確認のうえ審査しています。

申請の受付につきましては、学校で書類を作成する必要がありますので、原則として学校での受付としておりますが本年度から市役所窓口でも受け付けています。昨年度より民生委員の所見については、必要に応じてのみとしております。年度途中でも申請できることはホームページへの記載等で周知を図っております。支給内容の拡充につきましては、近隣市の動向を見ていきたいと思います。

#### 【学校教育課】

③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

刈谷市の学校給食センターは、国が定めた「学校給食法」に基づき運営しています。法の第11条第2項には、施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費以外の学校給食に要する経費（食材の購入費になります）は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする。と謳われています。

この規定により、保護者から給食費を負担していただいておりますので、給食費の無料化は考えておりませんのでご理解をお願いします。

#### 【教育総務課】

④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

小・中学校及び幼稚園の給食食材は、刈谷産→近隣市町産→県内産→近隣県産→国内産→外国産というように、できるだけ近場の産地のものから購入するようにしています。また、必要に応じて放射能測定結果の提出や、外部機関に放射能測定を依頼するなどにより安全な食材を使用するようにしております。

#### 【教育総務課】

保育園の給食食材については、地元、地域で取れる産物を取り入れる地産地消に努めていますが、それ以外の物につきましては、産地を確認し安全管理に努めています。

#### 【子ども課】

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。

公共の福祉施設4ヶ所と民間の福祉施設4ヶ所を福祉避難所として指定しております。

また、備蓄品についても離乳食、粉ミルク、車椅子やリクライニングベット等高齢者や乳児などに配慮したものを作成しております。

#### 【危機管理課】

### 4. 国保の改善について

①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

現在国において新たな医療制度について議論がなされております。厳しく不安定な国保財政状況の中、今後の推移を見ながら対応を考えていきたいと考えております。

#### 【国保年金課】

### ★②保険料(税)について

- ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

保険税につきましては、給付と負担のバランスに配慮し、適正な税額となるよう定めております。安易な一般会計からの繰り入れを増やすことによる国民健康保険税の減免は、国保以外の医療保険制度加入者に、過大な負担を求める結果にもつながると考えています。しなしながら、平成22年度より、加入者の所得減少による税収の減少を見込み、緊急措置として一般会計からの繰り入れを増額しております。

#### 【国保年金課】

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

均等割は、給付の受益の対象となる被保険者に均等に課税されるものなので、平等にご負担いただいております。ただし、給付面においては、少子化対策を含め、中学校卒業までの子供につきまして医療費無料制度を実施しております。

減免制度は、保険者独自の施策でありますので、減免制度の拡充を図れば、その財源は受益者負担の原則で他の加入者の負担増となって跳ね返ってまいります。したがいまして、厳しい国保財政状況の中、減免制度の拡充は現在のところ考えておりません。

#### 【国保年金課】

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

繰り返しとなりますが、減免制度は、保険者独自の施策でありますので、減免制度の拡充を図れば、その財源は受益者負担の原則で他の加入者の負担増となって跳ね返ってまいります。したがいまして、厳しい国保財政状況の中、減免制度の拡充は現在のところ考えておりません。

#### 【国保年金課】

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

現在、前年中の所得が300万円以下で、当該年度中の所得見込が、前年度中の1/2以下に減少する場合に適用しています。繰り返しとなりますが、減免制度は、保険者独自の施策でありますので、減免制度の拡充を図れば、その財源は受益者負担の原則で他の加入者の負担増となって跳ね返ってまいります。したがいまして、厳しい国保財政状況の中、減免制度の拡充は現在のところ考えておりません。

#### 【国保年金課】

### ★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

資格証明書の発行は、国保税滞納対策として法令で規定されております。しかしながら、本市は、機械的な発行はせず、納税相談に応じて分割納付等の努力をしていただいている誠意ある方に対しては、保険証を発行しており、今後も加入者の納税意欲を損なうことのないような対応をしてまいります。ただし、納税相談にも応じないなど何らの誠意もみられない方に対しては、税負担の公平化を図るためにも資格証明書を発行せざるを得ないと考えております。また、保険証の交付については、従来から

郵送も含め柔軟に対応しております。

#### 【国保年金課】

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

保険給付の制限は国保税滞納対策として法令で規定されております。しかしながら、本市は、機械的な制限せず、納税相談に応じて分割納付等の努力をしていただいている誠意ある方に対しては、給付の制限はしておりません。今後も加入者の納税意欲を損なうことのないような対応をしてまいります。ただし、納税相談にも応じないなど何らの誠意もみられない方に対しては、税負担の公平化を図るためにも制限せざるを得ないと考えております。

#### 【国保年金課】

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。

短期証の発行は、国保税滞納対策として法令で規定されております。しかしながら、本市では、納税相談機会確保のため、有効期限は区切っておりますが、その取扱いにおいては正規の保険証となんら差異を設けておりません。

#### 【国保年金課】

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

納税相談を密に行い、納税者の状況を確認し、無理のない納付計画に基づいた徴収を行っています。

#### 【納税推進室】

無保険者の調査については、市単独での実施は難しいため、現在のところ考えておりません。

#### 【国保年金課】

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

一部負担金の減免制度につきましては、生活保護基準の1.1倍程度までの世帯に対し実施しております。繰り返しとなりますが、減免制度は、保険者独自の施策でありますので、減免制度の拡充を図れば、その財源は受益者負担の原則で他の加入者の負担増となって跳ね返ってまいります。したがいまして、厳しい国保財政状況の中、減免制度の拡充は現在のところ考えておりません。周知のありかたにつきましては今後検討してまいります。

#### 【国保年金課】

### 5. 障がい者・児施策の拡充について

①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。

本市においては、身体障害者手帳1～3級所持者（ただし、腎機能障害は1～4級、進行性筋萎縮症は1～6級）及び療育手帳A・B判定所持者については心身障害者医療助成として、また、精神障害と診断され、治療を受けている人については、精神障害者医療助成として、自立支援医療の自己負担分（原則として医療費の1割）を助成し、負

担の軽減を図っています。また、障害福祉サービス、補装具、地域生活支援事業の利用負担につきましては、月額最大37,200円までとし利用者に負担が掛かりすぎないように設定されております。そのほか、収入が少ない方に対しては、施設での食事代を人件費や光熱水費相当分を除いた食材料費だけを請求する食事提供体制加算や施設入所支援その他の政令で定める障害福祉サービスについて指定障害者支援施設等における食事の提供に要した費用及び居住に要した費用を対象とした特定障害者特別給付費によっても利用者負担を軽減しております。

#### 【障害福祉課】

②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。

③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。

#### ②、③について

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等社会参加のための外出をする際での外出時における移動の介護、外出時の移動の介護等外出時の付き添いが円滑にできるよう、支給しています。

具体的には、「社会生活上必要不可欠な外出」とは、市役所等公共機関での手続き、生活必需品（食材料の購入を除く。）の購入などの外出とし、長期（1週間程度以上）にわたる通勤・通学及び営業活動等の経済活動に係る外出を除きます。「社会参加のための外出」とは、福祉センター等の公共機関、スポーツ・文化施設、公園、などの外出とし、社会通念上適当でない外出を除くものとしています。

#### 【障害福祉課】

★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。

障害のある人の介護保険における利用料負担については、国の議論の推移を見守っているところであります。

#### 【長寿課】

⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。

福祉避難所にはバリアフリー化の行われている市の福祉施設を4ヶ所と民間の福祉避難所4ヶ所を指定しました。

#### 【危機管理課】

⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

福祉避難所として指定されている福祉施設には、和室等個室がありますので、必要に応じて開放していきます。また、備蓄品としてダンボールや襖材を利用した間仕切りを配備しております。

#### 【危機管理課】

⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

災害弱者・要支援者に対する支援については、災害時要援護者名簿の作成を行うとともに、同意をいただいた方に関しては、その内容を各地区に伝え、災害時に支援体制が取れるよう支援を行っています。この内容は、個人情報であり、情報共有する範

団を現状より拡大することは今のところ考えていません。

【障害福祉課】

## 6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。

特定健診は、毎年1回無料で受けることができます。がん検診は、一部特定年齢の人は無料で受けることができるようになっていますが、本市の基本的な考え方として、受診者には一部負担をしていただき、受益者負担の考え方で実施していますので、今後も一部負担の形で実施していく予定です。歯科検診は、40歳から75歳の5歳刻みの年齢の人と、今年度新たに30歳の人も無料で実施しております。

【健康課】

②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

40歳未満の人を対象に、簡易人間ドックとして、一部負担をしていただき実施しています。受益者負担の考え方のもと、今後も一部負担の形で実施していく予定です。

【健康課】

## 7. 予防接種について

★①Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。

平成23年2月より、無料で実施しております。平成25年度については現在のところ未定です。

【健康課】

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

現在厚生労働省が設置している部会において、定期予防接種としての位置づけが検討されており、刈谷市独自の公費助成については考えておりません。

【健康課】

## 8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

各法、各規定を遵守し、申請権の侵害とならないよう、申請者の意思を十分聴取するとともに、関係機関との連携を密に行い、状況把握をした上で、速やかに保護費等の支給を行っております。

【社会福祉課】

②就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

正規職員として、平成22年10月に生活保護現業員を2名増員し、平成23年4月からは生活保護査察指導員を1名増員し、査察指導員2名、現業員10名の体制をとっています。また、就労支援相談員については、平成22年4月より嘱託職員を1名配置し、平成24年4月からはさらに1名増員し、2名体制としております。

なお、依然として多くの相談・申請があるため、今後の動向を注視し、状況に応じて職員増員の要求も検討しております。

【社会福祉課】

③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。  
警察官OBの窓口等への配置につきましては現在行っておりません。

#### 【社会福祉課】

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

##### 1. 国に対する意見書・要望書

①消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。

消費税には地方消費税分が1%相当含まれ、本市においては、毎年18億円程度の地方消費税市町村交付金を受けています。

この地方消費税は地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、地方財源の充実を図る観点から導入されており、社会保障の財源も含め、地方消費税を含む消費税率の引き上げは市の安定した歳入の確保に結びつくため消費税率の引き上げを行わない旨の要望を提出する考えはありません。

#### 【財務課】

マイナンバー制度については、平成23年6月に社会保障・税番号大綱が策定され、国において検討が進められている状況であり引き続きその動向に留意してまいりますが、制度を導入しない旨の意見書等の提出については考えておりません。

#### 【企画政策課】

②消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。

国民年金制度改善についての要望書を、市が加入している全国都市国民年金協議会から厚生労働大臣あてに毎年提出しております。

今後も国民年金制度の健全な発展に寄与するための陳情として要望してまいります。

#### 【国保年金課】

③後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。

高齢者医療制度については、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて行うもので、保険財政圧迫により廃止された老人保険制度に戻すことは、保険制度の後退であり、財政破綻を招きかねないため、現在のところ検討されておりません。

政府は、後期高齢者医療制度について26年3月末をもって廃止するとしてきましたが、高齢者医療制度改革法案の提出時期について与野党や関係団体との調整がつかないことから、現在のところ延長される見込みです。2月に閣議決定した一体改革大綱では第180回国会（平成24年1月24日～平成24年9月8日）提出が明記されていましたが、後期高齢者医療制度の廃止法案については提出されませんでした。

医療保険制度については各保険者の財政が圧迫される中、社会保障制度全体として、

国において様々な議論がなされているところで、今後の国の動向を見守りたいと考えており、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

#### 【国保年金課】

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。

国庫負担に関する意見や要望につきましては、必要に応じて全国市長会等に諮りながら進めたいと考えています。

また、介護労働者の待遇改善、サービスの基準につきましては、国が統一した見解をもって取り組むものと考えています。

#### 【長寿課】

⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

本市では、平成20年4月より中学校卒業までの子どもにつきまして、保険診療の自己負担額を現物給付で実施しています。愛知県内各市町村の子ども医療費助成制度は、他府県に比較して充実しています。これは、愛知県からの手厚い補助制度に支えられてきたものです。

18歳年度末までを対象とすることは、財政的に大きな負担となると認識しており、また中学校卒業以降は、就労・婚姻・出産も想定されるため、県や近隣市の動向を踏まえながら慎重に対応してまいりたいと考え、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

国庫負担金の減額につきましても、国においての判断となりますので、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

#### 【国保年金課】

妊産婦健診の補助金については、平成25年度以降の子ども子育て新システムにおいては財政支援ではなく、費用全額が国費により負担される制度となるよう機会をとらえて要望していきます。

#### 【健康課】

⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

本市には、公立病院はありませんが、特に問題となるようなことはありません。

#### 【健康課】

⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。

障害のある人に対する福祉制度については、国の議論の推移を見守るべきであると考えますので、現時点において意見・要望については考えておりません。

#### 【障害福祉課】

⑧Hib、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺

炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。

定期予防接種化に関しては、厚生労働省が設置している部会において、各ワクチンの位置づけが検討されており、刈谷市から国に働きかけることは考えておりません。国の動向を注視してまいります。

#### 【健康課】

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

福祉医療費助成制度は国庫補助のない地方単独事業で、愛知県においては、「行革大綱に係る重点改革プログラム」の中で「福祉医療制度の見直し」が検討されており、

「高齢化の進行、医療の高度化等に伴い、医療費の増加が予測されることから、限られた財源の中で、福祉医療制度を持続可能な制度とするため、福祉医療費の将来推計、一部負担金導入等の諸条件によるシミュレーションを行い、制度の見直しを検討する。」とし、「国の社会保障制度改革の内容とのすり合せや、市町村、医師会等の関係機関との協議、調整を図りながら行っていく。」とされています。

限られた財源の中で、政策等に基づき愛知県において判断するものと考えておりますので、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

#### 【国保年金課】

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

子ども医療費助成制度は、国庫補助のない地方単独事業で、18歳年度末までを対象とすることは、財政的に大きな負担となると認識しており、中学校卒業以降は、就労・婚姻・出産も想定されるため、慎重な対応が必要であると考えます。

限られた財源の中で、政策等に基づき愛知県において判断するものと考えておりますので、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

#### 【国保年金課】

- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

障害者医療費助成制度は、国庫補助のない地方単独事業です。

限られた財源の中で、政策等に基づき愛知県において判断するものと考えておりますので、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

#### 【国保年金課】

- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

期高齢者福祉医療費助成制度は、国庫補助のない地方単独事業です。

今後ますます高齢化を鑑み、限られた財源の中で、政策等に基づき愛知県において判断するものと考えておりますので、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

#### 【国保年金課】

### (2) 県民の医療を守るために

- ①後期高齢者医療制度について

ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65~74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

障害者医療費助成制度は、国庫補助のない地方単独事業です。

今後ますます高齢化を鑑み、限られた財源の中で、政策等に基づき愛知県において判断するものと考えておりますので、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

【国保年金課】

イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

後期高齢者の健康診査事業に対しては、事業費の1/3が国庫補助金として交付されておりますが、県費補助については、限られた財源の中で、政策等に基づき愛知県において判断したことと考えておりますので、現在のところ意見書等の提出は考えておりません。

【国保年金課】

②国民健康保険への県の補助金を増額してください。

国の政策等に基づき愛知県において判断したことと考えておりますが、今後の推移を見ながら対応を考えていきたいと考えております。現在のところは、意見書等の提出は考えておりません。

【国保年金課】

③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。

障害のある人に対するサービスについて、利用者負担を無くすることではなく、低所得の人など支援が必要な人にに対する負担軽減により対応すべきと考えます。

障害者福祉サービスについての負担軽減策については、平成19年、20年の利用者負担の軽減措置に続き、平成22年4月からは低所得者（市民税非課税世帯）の利用者負担が無料となっております。したがって、現時点で更なる軽減措置が必要とは考えておりません。

【障害福祉課】

④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。

コロニー中央病院は障害者医療の専門病院として基本的な診療体制の充実や地域利用支援を目指しているなか、愛知県心身障害者コロニー再編計画を策定しており、限られた財源の中で、政策等に基づき愛知県において判断したことと考えておりますので、現在のところは、意見書等の提出は考えておりません。

【障害福祉課】

⑤東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。

市内では、刈谷豊田総合病院が災害拠点病院に指定されており、本市としても刈谷豊田総合病院を市民病院的病院に位置づけ、病院の運営・施設整備に対し支援を行っております。現状では意見書・要望書の提出は考えておりません。

【健康課】

⑥県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。

本市では、地域にある医療資源を有効に活用し、地域の医療機関で機能・役割を分

担することにより、地域全体で医療提供体制を築く「地域完結型医療」の体制づくりとして、衣浦定住自立圏域内（刈谷市、知立市、高浜市、東浦町）において、刈谷豊田総合病院を中心とした地域医療ネットワークシステムの構築に取り組んでいるところであり、現状では意見書・要望書の提出は考えておりません。

#### 【健康課】

⑦厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。

国の新成長戦略において医療・介護・健康関連産業が日本の成長牽引産業に位置づけられ、戦略実現のため昨年度より医療行政と労働行政が協働し、看護師等の「雇用の質」の向上のための取り組みが始まったところであり、愛知県においてもこれをもとに対応していくことと思われます。市としても地域医療の充実のため看護師等の勤務環境等の整備が進むよう国、県の今後の動向を見据えているところであり、現状では意見書・要望書の提出は考えておりません。

#### 【健康課】

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

事業費の1/3が国庫補助金として補助されておりますが、県費補助については、限られた財源の中で、政策等に基づき愛知県において判断したことと考えておりますので、現在のところ広域連合に対する意見書等の提出は考えておりません。

#### 【国保年金課】

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

国において軽減措置が実施されており、独自の減免制度は、限られた財源の中で政策等に基づき愛知県において判断したことと考えておりますので、現在のところ広域連合に対する意見書等の提出は考えておりません。

#### 【国保年金課】

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

愛知県後期高齢者医療広域連合では、資格証明書の発行は、保険料滞納対策として法令で規定されており、十分な納付資力があるにもかかわらず、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に対して交付していくものと判断しております。機械的な発行はせず、納付相談に応じて分割納付等の努力をしていただいている誠意のある方に対しては、保険証を発行しており、今後も加入者の納付意欲を損なうことのないような対応をしております。現在、刈谷市では交付実績はございませんが、納付相談にも応じないなど何らの誠意もみられない方に対しては、保険料負担の公平化を図るためにも資格証明書の発行をせざるを得ないと考えており、広域連合に対する意見書等の提出は考えておりません。

#### 【国保年金課】

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

国民健康保険は法律で運営協議会の設置が義務づけられていますが、後期高齢者医療制度では設置義務はありません。後期高齢者医療制度のに関する懇談会は、「愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会設置運営要領」において定められており、被保険者として各老人クラブからの代表が6名、医療関係者として3師会の代表が3名、保険者団体の代表2名、学識経験者2名の計13名の委員で構成しております。現在

のところ、公募及び公開の予定はなく、市としても広域連合に対する意見書等の提出は考えておりません。

【国保年金課】

以上